

第10号議案

中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）1月21日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

成年年齢の引下げに伴い、少年自然の家の使用の要件を改める必要がある。

中野区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

中野区立少年自然の家条例（昭和54年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる使用の申込みについて適用し、この条例の施行の前に行われた使用の申込みについては、なお従前の例による。